

おしらせ News

総務課 ☎ IP53・2321
 企画振興課 ☎ IP53・2325
 住民課 ☎ IP53・2323
 農林建設課 ☎ IP53・2322
 保健福祉課 ☎ IP53・3155
 農業委員会 ☎ 53・2324
 教育委員会 ☎ IP53・3443

くらし

確定申告と納税は正しくお早めに

令和4年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、令和5年3月31日(金)が申告・納付の期限となっております。ぜひご自宅からe・Taxをご利用ください。

なお、税務署などの確定申告会場には例年多数の方が訪れています。本年は、会場への入場には「入場整理券」が必要となりますので、国税庁ホームページで入手方法などの詳細をご確認ください。



くらし

所得税などの申告は、e・Taxで

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) から、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。

マイナポータル連携をする、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができます。

※マイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあればご利用可能です。

くらし

札幌総合行政相談所 移転のお知らせ

札幌総合行政相談所では、国に対する苦情・要望・お問い合わせをお受けし、また、日替わりで専門機関による相談も行っています。

令和5年1月4日から左記の住所に移転します。

移転先 丸井今井札幌本店 1条館9階 ☎ 011・241・2340

くらし

行政一般相談 毎日(年末年始を除く) 10時30分～18時

法律相談 毎月第1木曜日

(祝日の場合別日) 13時00分～16時00分(当日午前10時30分から電話により予約受付・先着6人)

相談無料・秘密厳守ですの
でお気軽にご利用ください。

問合せ先 北海道管区行政評価局 ☎ 011・709・2311

くらし

コロナに関連した人権の配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方々やご家族、治療にあたった医療関係者の方々などに対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷に対する嫌がらせ行為などはあってはなりません。

不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながるのではないよう、正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

「新型コロナウイルス人権相談窓口」では、新型コロナウイルスに関連する偏見、差別などによる人権問題の相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まずにご相談下さい。

受付期間 平日(年末年始を除く) 午前9時～午後5時

相談窓口 新型コロナウイルス人権相談窓口 ☎ 011・

206・0497

問合せ先 環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 ☎ 011・206・6148

くらし

月形消防出初式を行います

日時 令和5年1月5日(木) 午前11時00分

場所 消防月形支署前、月形町交流センター

※午前10時に消防団員招集の大サイレンを鳴らしますので、火災とお間違えのないようお願いいたします。

問合せ先 月形支署 ☎ 53・2154



手続き

調理師免許の届出は忘れずに

調理師として働いている皆様は、調理師法により届け出が義務づけられています。

届け出は、令和5年1月15日(日)までに、調理師業務従事者届を左記の場所へ提出してください。

なお、北海道ホームページ

【検索・調理師業務従事者届出】から届け出を行うことができます。

提出場所 北海道全調理師会 美唄支部、北海道全調理師会由仁支部、岩見沢保健所、岩見沢保健所由仁支所

問合せ先 岩見沢保健所 ☎ 200116

健康

人工肛門・人工膀胱の方の体験交流会

日本オストミー協会では、ストーマ(人工肛門や人工膀胱など)を持つオストメイトの方同士で普段の悩み事などを話し合う場として、体験交流会を開催します。

器具や製品の展示もありますので、お気軽にご参加下さい。

日時 令和5年1月28日(土) 13時00分～16時00分

会場 札幌市身体障害者福祉センター(札幌市西区二十四軒2条6丁目) ☎ 11・641・8853

対象者 当事者・ご家族・ご友人など

参加料 無料

問合せ先 日本オストミー協会札幌支部 ☎ 011・764・2824

96



▲鳥潟真二組合員（左）、廣野和男理事長（中央）

感謝状
地域貢献活動に感謝
月形事業協同組合

11月4日、月形事業協同組合（廣野和男理事長）の地域貢献活動に対して、上坂町長より感謝状が手渡されました。

月形事業協同組合は、月形小学校開校140年記念植樹会における除草作業及び植穴掘削等の事前準備を実施し、地域の環境整備に多大な貢献をされました。



▲熊谷徹営業部長（左）、末村正幸工事次長（中央）

感謝状
地域貢献活動に感謝
極東建設株式会社

11月18日、極東建設株式会社の地域貢献活動に対して、上坂町長より感謝状が手渡されました。

極東建設株式会社は8月24日と10月23日の2回にわたり月形町多目的研修センターの駐車場の白線ライン塗装及び舗装補修作業を行い、本町の施設の維持管理に対して多大な貢献をしてくださいました。



▲前列左から時計回りに佐藤隆之常務理事、福井誠専務理事、古谷秀樹教育長、山下正志校長、渡邊直樹校長、菅原光男教頭

寄贈
よりお米の贈呈
月形町農業協同組合

月形町農業協同組合より、町内各学校の児童生徒、教職員へお米（1人2kg）のプレゼントがありました。

11月15日に贈呈式が行われ、各学校の代表に「お米引換券」として贈呈されました。

通年雇用実現セミナー

季節雇用の皆さまへ を開催します

月形町が加盟している岩見沢市通年雇用促進協議会では、エクセルの使い方を学ぶセミナーを次のとおり実施します。

参加希望の方は、下記申し込み先へご連絡ください。

日時	内容
2月2日(木)、3日(金) 10:00～16:00	Excel マクロ基礎コース マクロを使うには、変数、条件分岐など
会場 月形温泉別館(はな工房)	※新型コロナウイルス感染症防止対策を講じて開催します
参加費 無料	
申込期限 1月31日(火)	
定員 5人	

申込・問合せ先 岩見沢市通年雇用促進協議会
☎ 24・3625 FAX 24・3626
ホームページ http://www.job365.jp

一月形町地域おこし協力隊 隊員就任一初めまして

新しい隊員の方が就任されましたのでご紹介します

はじめまして！
12月より農業研修員として地域おこし協力隊の活動をしている「金澤大輔」、「金澤桃子」と申します。



切り花農家になるために指導農家さんや花き生産組合などの関係者の皆さんからアドバイスをいただきながら技術習得に向け頑張りたいと思います。

また、子育てを通じた中で皆さまとの交流を深めることや、地域活動やイベントなどにも積極的に参加し、月形の魅力を町内外の方に発信していけるように活動していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

その他
手紙を守るための
ルールがあります

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社および信書便事業者だけが取り扱うことができますと定められています。

※宅配便やメール便では、原則として信書の送付はできません。

問合せ先 総務省情報流通
行政局郵政行政部郵便課
☎ 03・5253・5975



人事
月形町
人事異動

●退職：12月31日付け
●月形町
▽武田愛莉（企画振興課企画係）

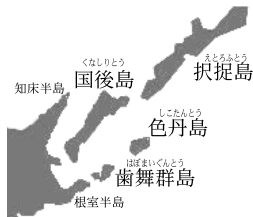
2月7日は「北方領土の日」です

毎年、2月7日は「北方領土の日」です。

この日を中心とする1月21日から2月20日までの1カ月間を「北方領土の日特別啓発期間」と設定し、全道各地においてさまざまな返還要求運動が展開されます。

北方領土の早期返還を実現するためには、皆さん一人ひとりの協力が必要です。月形町では特別啓発期間中、役場庁舎町民サロンに「北方領土返還要求署名コーナー」を設置しています。

役場にお立ち寄りの際は署名のご協力をお願いします。



北方領土復帰期成同盟空知地方支部

自衛官募集

～可能性にチャレンジ～

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・IP53・2321

募集種目	受験資格	受付期限	試験期日
第6回 自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方	1月21日	1月27～28日 いずれか1日
第7回 自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方	2月10日	2月19～20日 いずれか1日
陸上自衛隊高等工科学校生徒（一般）	男子で中卒（見込含） 17歳未満の方	1月6日	1月14日～15日 いずれか1日

▶暖房器具の火災に注意しましょう

- ストーブの上に洗濯物は干さない
- 換気は十分に行う
- ポータブルストーブの給油時は、必ず火を消してから！

▶ガスコンロの火災に注意しましょう

- 調理中は火のそばから離れない
- コンロの周りにはこまめに掃除をする
- 火の消し忘れが無いか確認をする

—あわてず落ち着いて—

火事と救急は 119
火事の問い合わせは 24・0119
一般の問い合わせは
消防月形支署へ 53・2154

無火災を祈念します



消太の防火教室
IWANIZAWA FIREDEPT

月形支署からお知らせ

町民の皆さん新年あけましておめでとうございます。昨年1年間、火災予防にご協力をいただきありがとうございました。昨年、月形町では、3件の火災が発生しています。（令和4年11月末時点）今年一年、火災の無いようあらためて「火の用心」を皆さんにお願いいたします。

問合せ先 消防月形支署 ☎ IP 53・2154（一般） ☎ 24・0119（火事情報） ☎ 119（救急・火事）

令和4年度月形町新型コロナウイルス感染症に関する生活支援・経済支援一覧
【12月決定分】

No	区分	対策・支援等	対象者	概要	開始時期	問合せ先
1	事業者	建設事業者経営持続化支援金	売上が20%以上減少した事業者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上額が減少している町内建設事業者を対象に支援金を交付します。</p> <p>■交付対象 令和4年1月から12月までの合計売上額が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年同期間の売上額と比較して20%以上減少している事業者</p> <p>■支援額 上限額：法人100万円 個人40万円</p> <p>■申請方法 申請書に必要書類を添付し、役場企画振興課商工観光係へ提出してください。 ※申請書は、役場企画振興課商工観光係または月形商工会で配付します。</p> <p>■受付期限 令和5年2月17日(金)まで</p>	令和5年1月	商工観光係
2	事業者	旅客自動車運送事業継続支援金	売上が20%以上減少した事業者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少などの影響を受けている町内の旅客自動車運送事業者に対し、事業の継続に向け支援金を交付します。</p> <p>■交付対象 道路運送法第4条の許可を受け、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営んでおり、令和4年1月から12月までの合計売上額が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年同期間の売上額と比較して20%以上減少している事業者</p> <p>■支援額 上限額：バス・ハイヤーの所有台数に応じ1事業者200万円</p> <p>■申請方法 申請書に必要書類を添付し、役場企画振興課商工観光係へ提出してください。</p> <p>■受付期限 令和5年1月31日(火)まで</p>	令和4年12月	商工観光係



ALT(外国語指導助手)

活動レポート Vol.4



Hello Everyone,

皆様、お元気でお過ごしでしょうか。

最近、寒くなってきたので、私は家でこたつに入って過ごすことが多くなりました。こたつは日本で買ったものの中で一番好きです。カナダでもこたつが流行ってほしいと思います。

11月28日で、日本に来てから1年になりました。本当に良い一年でした。月形に来ることができて良かったです。子どもたちと一緒に過ごす時間はとても楽しいです。最近、子どもたちと好きなポケモンや食べ物について話すことができるようになりました。

また、最近、小学校で子どもたちとドッジボールをしま

した。私はあまり上手ではありませんが、それでもとても楽しかったです。

今年は冬休みにカナダに帰らない予定です。クリスマスは大好きな祝日なので、家族と一緒に過ごせないのは少し寂しいです。でも、日本ではいつもたくさんの飾り付けやイルミネーションが見られるので、日本で過ごすのが楽しみです。北海道では良い友達ができたので、一緒に過ごせたらいいなと思います。

月形の皆さんも12月、1月の冬休み、友人や家族とたくさん過ごせると良いですね。暖かくして、元気でいてください。

See you next time!

国民健康保険からのお知らせ

ご存じですか？

セルフメディケーションについて



◆セルフメディケーションとは？

平均寿命が長くなった現代、いかに毎日を健康的に生きるかが、幸せな生活を送る上でも重要になってきます。そこで注目されているのが「セルフメディケーション」です。これは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」を意味しています。

◆セルフメディケーションの効果

- ①毎日の健康管理の習慣が身につく
- ②医療や薬の知識が身につく
- ③医療機関で受診する機会が減少する
- ④国民全体の医療費の増加が抑制される

◆取り組み方法

健康寿命を延伸するためには、自分自身の身体は自分自身で管理しなければなりません。しかし、現代人は日々の忙しさから、頭痛や風邪などの体調不良を引き起こすこともあります。そんなときは、OTC 医薬品を上手に活用して、自らセルフメディケーションを図っていきましょう。具体的には、風邪が重症化する前に風邪薬を飲む、小さな切り傷にばんそうこうを貼る、疲れた時にはビタミン剤を飲む、などが考えられます。

◆OTC (Over The Counter) 医薬品とは？

薬局やドラッグストアなどにおいて処方箋なしに購入できる医薬品のことです。今までは「市販薬」などと呼ばれていましたが、2007年より呼称が統一されました。これに対して、医師が処方する医薬品は「医務用医薬品」と呼ばれます。

◆セルフメディケーションを効果的に行うためには？

セルフメディケーションの基本として、まずは自分の身体の状態を知ることが第一です。さらに、病気や薬についての正しい知識を身につけることも大事です。自分が飲んでいる薬の記録などをつけることで、医師や薬剤師などに自分の体質に合ったアドバイスも受けることが可能となります。そして、普段から適度な運動と栄養バランスの良い食事を取り、十分な睡眠を確保し、自然治癒力を高めていきましょう。



くすり、いくつ飲んでいきますか？

ポリファーマシーについて



🍵 ポリファーマシーとは？

多くのくすりを服用しているために、副作用を起こしたり、きちんとくすりが飲めなくなったりしている状態をポリファーマシーと言います。単に服用するくすりの数が多いことではありません。

🍵 ポリファーマシーの何が問題なの？

くすりの数が増えると、くすり同士が相互に影響し合うこともあります。そのため、くすりが効きすぎてしまったり、効かなかったり、副作用が出たりすることがあります。高齢になると、内臓の働きが弱くなり、くすりを分解したり、排泄したりするのに時間がかかります。高齢者では、使っているくすりが6種類以上になると、副作用を起こす人が増えるというデータもあります。

🍵 ポリファーマシー予防・解消のためには？

◆おくすり手帳を活用しましょう

自分の処方されているくすりがわかるように、おくすり手帳は1冊にまとめておきましょう。医療機関を受診す



るときや薬局に行くときは持参しましょう。

◆かかりつけの薬局や薬剤師を持ちましょう

日頃から、かかりつけの医師や薬剤師を持って、処方されているくすりの情報を把握してもらっておくのが安心です。使っているくすりは、必ず全部伝えましょう。くすり以外で毎日飲んでいる健康食品やサプリメントがある場合は、その情報も伝えましょう。

◆気になる症状は医師・薬剤師に相談しましょう

くすりを飲んでいて、物忘れ、食欲低下、便秘など「なにか変だな」「いつもと違う」と感じたら必ず、医師や薬剤師に相談しましょう。勝手にくすりをやめたり、減らしたりするのはよくありません。くすりによっては、急にやめると病状が悪化したり、思わぬ副作用が出る場合があります。



また、いつ頃から、どのような症状が出てきたのか、気になる症状をメモしておき、その情報を伝えましょう。

問合せ先 住民課戸籍保険係 ☎ 53・2323

国民健康保険からのお知らせ

第三者行為求償について



交通事故などの第三者行為によるけがの治療に国保（保険証）を使ったときは届出が必要です。

◆第三者行為とは？

交通事故（自動車・自転車事故）、他人の犬に噛まれた、購入した食品や飲食店などでの食中毒、けんかなどの暴力行為、スキー・スノーボードなどの衝突・接触事故、工事現場からの落下物などでのケガ、リコール製品によるケガなどです。



◆第三者の加害行為に国保を使ったときは必ず届出を！

国保（保険証）を使ったときは必ず住民課戸籍保険係に届出をしてください。（届出者に医療費の負担をお願いするものではありません。）

届出がなかった場合は、加害者が支払うべき医療費を加害者側に請求できず、本来は支払う必要の無い医療費を保険者（国保）が負担することになります。このことが医療費の増加を招き、最終的に皆さまが支払う保険税の増加につながることも考えられますので、必ず届出をお願いします。

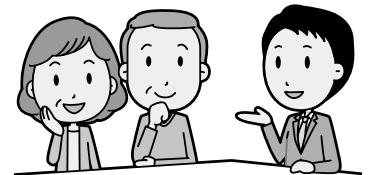
◆第三者の加害行為による医療費は加害者負担が原則です

国保（保険証）を使って治療を受けたときの医療費は、一時的に保険者（国保）が立て替えていることになります。後日、被害者に代わって保険者（国保）が加害者側に請求します。

届出がないと加害者に請求することができなくなります。

◆届出には何が必要なの？

届出には、「第三者行為による傷病届」「事故発生状況報告書」「同意書」などが必要です。詳細は、住民課戸籍保険係にお問い合わせください。



◆医療機関に伝えましょう！

医療機関で第三者行為によるケガなどにより、被保険者証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

◆警察に届けましょう！

交通事故の時は、ケガの程度が軽くても必ず警察に届け、事故証明書を出してもらいましょう。

◆示談をする前にご相談ください！

示談は、あなたと国保に重大な不利益を招くことがあります。必ず住民課戸籍保険係にご相談ください。賠償の対象となるべき治療の範囲や期間などを決めず、慰謝料や賠償金の内訳がはっきりとしない示談内容である場合、「示談金を受け取った方」に治療費を請求する場合があります。

◆負傷・疾病原因の確認をしています

医療機関などからの請求書（診療報酬明細書など）の確認の結果、交通事故などによる負傷や食中毒などによる疾病の可能性がある場合は、世帯主に負傷・疾病原因の確認をしています。

北海道国民健康保険団体連合会から「負傷原因の照会について」が届きましたら、回答にご協力ください。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP53・2323

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険

新型コロナウイルス感染症の影響による

保険税(料)減免について

保険税(料)が減免となります

【減免の対象となる方】

次の要件のいずれかを満たす方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒保険税(料)を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(■の要件)が見込まれる世帯の方⇒保険税(料)の一部を減額

■保険税(料)が一部減額される具体的な要件

●世帯の主たる生計維持者について

- ・事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - ・前年の所得の合計額が1,000万円以下であること(国民健康保険・後期高齢者医療保険のみ)
 - ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- *申請には、収入を証明する書類が必要となります
減免についての相談や申請に必要な書類などの詳細は、下記の各担当係に問い合わせください

国民健康保険・後期高齢者医療保険

新型コロナウイルス感染症の影響による

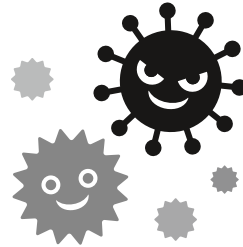
傷病手当金支給について

傷病手当金が支給される場合があります

【傷病手当金の対象となる方】

次の要件をすべてを満たす方

- ①新型コロナウイルス感染症(感染疑いを含む)の療養のため仕事ができない方
- ②4日以上休んでいる方
- ③支給対象となる日に給与などがもらえない方



【支給額】

(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計÷就労日数)×3分の2×支給対象日数

【支給の対象となる期間】

令和2年1月1日から令和5年3月31日まで

*傷病手当金の相談や申請に必要な書類などの詳細は、下記まで問い合わせください



問合せ先

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について 住民課税務係 ☎ IP 53・2323
介護保険料について 保健福祉課高齢者支援係 ☎ IP 53・3155
傷病手当金について 住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323



防災対策専門員による防災講座

～暴風雪への備え～



月形町も本格的な雪のシーズンとなりましたね。今回は冬の備えをお知らせします。

暴風雪は、北海道付近を発達した低気圧が通過する時や強い冬型の気圧配置の時に多く発生します。

暴風雪時は、屋外での行動は非常に危険です。

- 雪で数メートル先が見えず、方向感覚を失い、自分のいる場所が分からなくなる
- 風と雪で体の熱が奪われ、体温が急激に低下する
- 吹きだまりにより、車のマフラーや家の暖房などの給排気口が塞がり、一酸化炭素中毒になる可能性がある
- 暴風や飛散物などで電線が切れると、停電となり、照明や暖房が使えなくなる

天気が急変するときは災害が起きやすくなります。晴れているときでも、最新の気象情報などを確認するように心がけましょう。

★止むを得ず車で外出するときは...

- 天気の急変などにより車が立ち往生することを想定して、防寒着、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープなどを車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認しましょう。



令和5年度 花の里こども園 入所受付開始について



令和5年4月1日から花の里こども園に入所を希望する方の受付を次のとおり開始します。

なお、4月2日以降に入所を希望する方につきましても併せて受け付けします。

◆入所資格

【1号認定】

4月1日現在満3歳以上で就学前の幼児（4月2日以降に3歳の誕生日を迎える幼児も入所可能です）

【2・3号認定】

4月1日現在、生後6カ月から就学前の幼児で、保護者が次のいずれかに該当する場合

- ①保護者が月48時間以上働いている場合
 - ②保護者に病気や障がいがある場合や、同居の親族を常時介護・看護をしている場合
 - ③その他保育が出来ないと認められる場合
- ※認定別の保育時間と定員は下表のとおり

◆利用者負担額（保育料）

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳から5歳の幼児は保育料が無償になりました。また、0歳から2歳の乳幼児・幼児についても、月形町独自の支援として町内

在住者の方を対象に保育料が無償となっています。

◆給食費助成について

町内在住者の子育て世帯の経済支援として、月形町認定こども園を利用する方に対し、1号認定および2号認定の幼児の給食（主食・副食）の材料費を全額助成しています。なお、3号認定については、保育料の中に給食費も含まれていますので費用はかかりません。

※延長保育・預かり保育にかかる軽食およびおやつ代については、保護者の実費負担となります。

◆申込手続き・期限

下記の必要書類を保健福祉課地域福祉係または花の里こども園に**令和5年2月10日(金)**までに提出してください。

なお、書類の提出が期限に間に合わない場合は、事前に保健福祉課地域福祉係までご連絡ください。

◆申込・問合せ先

保健福祉課地域福祉係 ☎ IP 53・3155

◆認定区分別の保育時間と定員

認定区分	種別	教育・保育時間帯	年齢	定員
1号認定	教育標準時間	8:00～13:30	3・4・5歳児	19人
2号認定	保育標準時間および保育短時間	【保育標準時間】 7:30～18:30 【保育短時間】 ①7:30～15:30 ②9:30～17:30	3・4・5歳児	31人
3号認定			1・2歳	24人
			0歳	6人
計				80人

◆園での一日の流れ

7:30	随時登園 異年齢保育
9:30	リズムあそび
10:00	設定保育
11:30	昼食
13:00	お昼寝 室内あそび
15:00	おやつ
15:30	自由あそび 絵本読み語り
16:30	随時降園 異年齢保育
18:30	

◆必要書類

新規・継続	認定区分	必要書類
新規入所	1号認定	・支給認定申請書・こども園入所申込書
	2・3号認定	・支給認定申請書・こども園入所申込書・雇用証明書または就労申込書
継続入所	1・2・3号認定	・こども園入所申込書・支給認定変更申請書（支給認定を変更される場合のみ）・雇用証明書または就労申込書（令和5年度より継続入所の場合も提出が必要になりましたのでご注意ください。）